

《高齢者》



高齢期は、「お金」「健康」「孤独」に対する不安が特に高まってくる時期であり、加えて自宅にいることも多いため、その不安な心理状況につけこむ悪質業者などに狙われやすい傾向にあります。また、一人暮らしや高齢者のみ世帯も多く、被害に遭っても気付かない、気付いたとしても、恥ずかしい気持ちや、家族に迷惑をかけたくない気持ちなどから誰にも相談できず、発覚が遅れてしまうこともあります。

● 普段から意識する大切さ

- ・ 家族や友人と普段から話をする関係性を作っておく。話の中で異変に気付いた場合は地域包括支援センターに相談する。
- ・ 消費者被害のニュースを見た際も自分は大丈夫ではなく、自分も気を付けよう意識する。
- ・ 地域の集まりなどでも消費生活センターの出前講座などを活用し、みんなでトラブル防止の意識を高める。
- ・ 認知症などにより判断能力に不安を感じる場合は権利擁護センターに相談する。

トラブルの一例

● 点検商法トラブル

台風の後、屋根の無料点検に来ましたと業者が訪問に来た。点検後に修繕が必要だと言われ、その場で契約し、修繕してもらったが、後に高額な請求をされた。

● 訪問購入トラブル

不用品を買い取ると連絡があり、着物を買取りにきてもらうと、「他にはないか？」と迫られ、貴金属まで強引に買い取られてしまった。

対処法

- 依頼していない業者は家の中に上げない
- その場で契約をしない、他の業者にも見積もりを取る
- 訪問購入に少しでも疑問に思った場合は、訪問を承諾しない
- 訪問を承諾してしまった場合は一人に対応しない

相談先

- 地域包括支援センター
(金屋庁舎内)
☎ 22-4502

まだ、トラブルにはなっていないが不安を感じる場合は、一人で抱え込まず、地域包括支援センターに相談してください。

家族でチェックしてみてください

高齢者の見守りと気付きのチェックリスト

家の様子

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺がないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない業者などの書き込みはないか

本人の様子

- 定期的にお金をどこかに支払っている様子はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

地域の皆さままで

消費生活センターの出前講座 受講してみませんか？

一般消費者を対象として、消費生活センターが問題商法の被害事例や契約に関する知識などを紹介する「消費者啓発講座」を開催しています。事前に講師と日時や内容などの打ち合わせが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551